

会員各位

書類送付のご案内

東京税理士会日本橋支部
事務局

〒103-0013
中央区日本橋人形町3-11-10
ホック人形町ビル2F
Tel 03(3662)3979 Fax 03(3639)1727
mail : t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記の書類をご送付させて頂きましたので、よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- ◆ 日本橋支部新年賀詞交歓会開催のご案内
- ◆ “令和5年度租税教育養成研修会”のご案内
- ◆ 研修会開催のご案内
 - ◆ 1/15 日本橋支部新春講演会開催のご案内
 - ◆ 1/23 「インボイス開始後の消費税申告、留意点について
～インボイス、初めての確定申告に備えましょう～」
 - ◆ **再案内** 12/6 『相続前と後の資産税コンサルティング』
～不動産管理法人・配偶者居住権等～ 東税協・日本生命共催研修会
 - ◆ 12/8 デジ塾開講
 - ◆ 雑談室開催案内（12月、1月）
 - ◆ 11月～12月の東京税理士会会員研修会、日本税務会計学会第58回年次大会
- ◆ **再案内** 令和6年 所得税確定申告無料相談・商工会議所及び
日本橋法人会等税務相談への参加のお願い
- ◆ 令和5年度中央都税事務所との協議会における税理士会からの質問・要望事項
に対する中央都税事務所からの回答および要望
- ◆ **再案内** 第348回TNG会のお知らせ
- ◆ テニス部練習会のお知らせ
- ◆ アウトドア部のお知らせ
- ◆ 女性部（さつき会）イベントのお知らせ
 - ◆ 『骨盤を中心に全身を整えるレッスン』
 - ◆ **再案内** 日本橋税務署長講演会のお知らせ
- ◆ 日税ビジネスサービスからのお知らせ
- ◆ 令和5年分確定申告の早見表

連絡文書メール配信受付中です！

連絡文書のメール受取りにご協力お願いします。

- ◆ メールアドレス densihaihu@nihonbashi-tax.jp
- ◆ 件名 「連絡文書送付方法について」
- ◆ 本文 お名前、登録番号をご記入ください

— 日本橋支部は電子申告の推進をしています —

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
日本橋税理士政治連盟
会 長 小 山 栄 一

日本橋支部新年賀詞交歓会開催のご案内

支部会員の皆様におかれましては益々ご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。

今年は新年賀詞交歓会を下記要領にて開催いたします。ご好評いただいております第一部新春講演会も併せて開催いたします。会員皆様との親睦を深めていただき、今後の業務活動の一助となれば幸いです。万障お繰り合わせのうえ、ご参集くださいますようお願い申し上げます。毎回大変ご好評いただいております『福引大会』は、今回も素晴らしい企画を考えております。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

1. 日 時 令和6年1月15日（月） 午後5時30分より

2. 会 場 ロイヤルパークホテル 2F 有明の間

東京都中央区日本橋蛸殻町 2-1-1 Tel 03 (3667) 1111

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の□欄にレを入れて下さい。
折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

3. 会 費 無 料

4. 申込方法 Fax 下記「参加申込書」にご記入の上、そのままお送り下さい。

FAX 送付先 支部事務局 03 (3639) 1727

メール 件名「1/15 賀詞交歓会参加」、本文に、登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* 上記でお申込のできない方はお電話でも受付けております。

Tel 03 (3662) 3979 支部事務局

5. 定 員 100名（先着順）

6. 申込期限 12月27日（水）

★急なご欠席の場合は6年1月10日（水）まで支部事務局へ必ずご連絡下さい。

Tel 03 (3662) 3979 Fax 03 (3639) 1727

参 加 申 込 書

ご 芳 名

登 録 番 号

会場案内図希望します。

Fax 返送先 支部事務局 03 (3639) 1727

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青木 久直
租税教育推進委員長 梅田 文江

“令和5年度 租税教育養成研修会”のご案内

会員の皆さま、いつも支部活動にご協力いただきありがとうございます。

東京税理士会において、標記研修会が下記の通り開催されます。租税教育講師新規登録・再登録希望で研修会参加を希望される会員は、支部事務局までお申込みください。

なお、税理士登録後1年未満の会員も登録研修が受講可能です。講師名簿への登録は、その年度中に税理士登録後1年を経過したとき本人の申し出により行われます。

東京税理士会の租税教育講師名簿の登録には、次の要件のうち、いずれか1つを充たしている必要があります。

【講師名簿への登録要件】

1. 「税理士登録時研修」修了者
2. 「法律基礎講座」受講修了者
3. 「補佐人制度大学院研修」修了者
4. 支部長から適任者として推薦を受けた者

新規・再登録希望者向け（全4回）各回定員80名

〔令和 5年度第3回〕	日 時	令和 5年12月14日(木)	午前10時～午後0時30分
	申込期限	12月5日(火)	
〔令和 5年度第4回〕	日 時	令和 6年1月11日(木)	午前10時～午後0時30分
	申込期限	5年12月24日(日)	

〔場 所〕 東京税理士会館 2階 大会議室

※ 新型コロナウイルス感染予防のため、状況によって変更する場合があります。予めご了承ください。

※ 変更が発生した場合は、東京会からEメールでご案内いたします。

- 〔研修内容〕
1. 「租税教育の本質」の考察及び学習指導要領に関する基本的考え方について
 2. 日税連テキストに基づく授業の進め方について
 - (1) 模擬授業
 - (2) 日税連テキストと学習指導要領について

受講にあたっての留意点【重要】

1. 遅刻の取扱いについて

理由の如何に関わらず開始後15分までとし、それ以降の入室はできません。

2. 出席の取扱いについて

「受講票兼アンケート」の提出がない場合は、欠席扱いとなります。

なお、受講票兼アンケートの提出をもって2.5時間の研修時間が付きます。

申込方法 ① Fax 会員名、連絡先、希望日をご記入の上、お送りください。

Fax 送付先 03(3639)1727 支部事務局

- ② Eメール 件名「租税教育講師養成研修参加」、本文に会員名・登録番号・連絡先・希望日
メールアドレス・1～4の該当番号と修了日をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。Tel 03(3662)3979 支部事務局

会員氏名	登録番号
連絡先 ()	希望日
メールアドレス	登録要件1～4 該当番号と修了日

令和5年11月15日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
研 修 部 長 塩 谷 満
日 本 橋 税 理 士 政 治 連 盟
会 長 小 山 栄 一
東 京 税 理 士 協 同 組 合 共 催

日本橋支部新春講演会開催のご案内

会員の皆様、いつも研修会にご参加いただきありがとうございます。
今回は、新年賀詞交歓会第一部として新春講演会を開催いたします。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。
なお、新春講演会後に賀詞交歓会を開催いたしますので、併せてお申し込みください。

開催日時：令和6年1月15日（月）午後3時30分～午後5時00分

会 場：ロイヤルパークホテル 2F 春海の間

TEL 03 (3662) 3979

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 3-11-10 ホック人形町ビル 2F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にシを入れて下さい。折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

開催内容：「プロスポーツ選手の税務、確定申告の注意点」

講 師：阿部 慎史 氏 税理士（日本橋支部）

特別講師：鳥谷 敬 氏（元プロ野球選手、野球解説者）

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付 03 (3639) 1727 支部事務局

② E メール 件名「1/15 講演会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 12月26日（火）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

会場案内図希望します。

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

Fax 送付先（日本橋支部） 03-3639-1727

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
研 修 部 長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

研修会のご案内

日本橋支部研修部から研修会開催のお知らせです。感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解のうえお申し込みくださいますようお願い致します。

開催日時：令和6年1月23日（火）午後2時00分～午後4時30分

開催内容：「インボイス開始後の消費税申告、留意点について

～インボイス、初めての確定申告に備えましょう～

講 師：税理士 名取 和彦 氏

会 場：A P 日本橋

TEL 03 (3273) 3109

中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 6F

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の口欄にレを入れて下さい。折り返し Fax（メール、郵送）いたします。

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

② Eメール 件名「1/23 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 100名（先着順）

締 切： 令和6年1月16日（火）

『研修カード』をご持参下さい！

東京税理士会日本橋支部 行

令和6年1月23日（火）の研修会に参加いたします。

研修参加申込書

会場案内図希望します。

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

再案内

令和5年10月17日

会員各位、このご案内は、全会員宛となっておりますので、すでにお申込をいた
だいた先生へも届いてしまいますことをご容赦下さい。

東京税理士会日本橋支部
支部長 青木 久直
研修部長 塩谷 満
東京税理士協同組合・日本生命共催

研修会のご案内（会場型）

日本橋支部研修部から研修会開催のお知らせです。新型コロナウイルス感染症対策のため、事前予約定員制で申込みに締切日がございます。何卒ご理解の上、お申込みくださいますようお願い致します。

開催日時： 令和5年12月6日(水) 午後3時00分～午後5時00分

開催内容： 『相続前と後の資産税コンサルティング』
～不動産管理法人・配偶者居住権等～
(東京税理士協同組合・日本生命共催)

講師： 花島 宣勝 氏 (税理士法人深代会計事務所)

会場： ビジョンセンター東京日本橋 3F-301

※ビジョンセンター日本橋(三越)ではございません。※

TEL 03 (6262) 3553

中央区日本橋 1-1-7 OP 日本橋ビル

* 会場案内図が必要な方は、下記申込書の会場案内図の□欄にレを入れてください。折り返しFax (メール、郵送) いたします。

申込方法： ①Fax 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送りください。

Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局

②Eメール 件名「12/6 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送りください。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* お電話でも受付けております。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

定員： 100名 (先着順)

締切： 11月24日(金)

『研修カード』をご持参ください！

東京税理士会日本橋支部 行

12月6日(水)の研修会に参加いたします。

研修参加申込書

会場案内図を希望します。

会員氏名	登録番号
------	------

Fax 送付先(日本橋支部) 03-3639-1727

東京税理士会
日本橋支部

デジ塾

開講

2023年12月8日(金曜日)16:00~17:00

「デジタル塾＝第6回 **デジ塾**」を開講致します。

今回のテーマは「ChatGPT」です。

ChatGPTとは、OpenAI社が開発した、文章で質問したことに対して、その意味や目的を理解し、適切な返答を生成してくれる会話型AIサービスです。

現在のChatGPTはGPT-4が最新ですが、GPT-6になると税務関係の質問に対する回答が税理士同等もしくはそれ以上になると言われております。そんなChatGPTに早めに触れておきたいと思い、今回のテーマにしました。



【お申し込み方法】

Web申し込みとさせていただきます。事務局対応不可です。

日本橋支部ホームページ(<https://www.nihonbashi-tax.jp/>)の
情報システム委員会からお申込み下さい。デジ塾は会員のみとさせていただきます。
会場は日本橋支部事務局を使用しますので、申し込み人数が多い場合は先着順とさせていただきます。

会場: 日本橋支部事務局

定員: 30名

参加費: 無料

皆様のご参加をお待ち申し上げます。

日本橋支部情報システム委員会
委員長 塩谷 満

令和5年11月15日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
研 修 部 長 塩 谷 満
東京税理士協同組合共催

雑談室のご案内

会員の皆様、いつも雑談室にご参加いただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策のため、当面の間、事前予約の定員制で開催することとしております。
参加ご希望の方におかれましては、何卒ご理解のうえ締切日までにお申し込みください。よろしくお願いいたします。

開 催：12月 日 時：12月 8日（金）17時30分～
締 切：12月 1日（金）
1月 日 時：1月12日（金）17時30分～
締 切：1月 5日（金）

会 場：日本橋支部会議室

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。
Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局
② Eメール 件名「〇月〇日 雑談室参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。
Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
* お電話でも受付けております。
Tel 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員：15名（先着順）

東京税理士会日本橋支部 行

参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 () メールアドレス	Fax 番号 ()
開催日時等 ※参加ご希望の口欄にレを入れ、参加方法に〇を付けてください	
12月 8日（金）17：30～	・締切日 12月 1日（金）
1月12日（金）17：30～	・締切日 1月 5日（金）

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

会員各位

東京税理士会
日本橋支部事務局

11月～12月の東京税理士会会員研修会、日本税務会計学会第58回年次大会

11月～12月の東京会研修会は下記のとおりですので、お知らせいたします。

* 下記研修会のお問合せは、東京税理士会事務局業務研修課まで TEL (3356) 4467 (直通)

日時	研修会名	内容	場所
11月20日(月) 10:00～12:00	第27回 会員研修会 オンデマンド配信研修 ※期間限定配信予定	テーマ 「消費税の誤りやすい事例を中心として」 講師 東京国税局 担当官	文京ビック大ホール 文京区春日 1-16-21
11月20日(月) 13:00～15:30	第28回 会員研修会 オンデマンド配信研修 ※期間限定配信予定	テーマ 「法人税の誤りやすい事例を中心として」 講師 東京国税局 担当官	
12月4日(月) 10:00～12:00	第29回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ 「賃上げ促進税制の実務 ～留意点の確認と別表計算の設例～」 講師 税理士・会員相談室相談委員・ 日本税務会計学会会計部門常任委員 西野 道之助 氏	日本教育会館 一ツ橋ホール 千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 3F
12月4日(月) 13:00～15:30	第30回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ 「譲渡所得の取扱いを一問一答で解説 ～自己の居住用と相続空き家の3,000万円 特別控除を中心に～」 講師 税理士 大久保 昭佳 氏	
12月15日(金) 10:00～12:00 第31回(前半) 13:00～15:30 第32回(後半)	第31・32回 会員研修会 オンデマンド配信研修	テーマ 「個人事業者の消費税実務 ～インボイス制度の導入を踏まえて～」 講師 税理士・会員相談室相談委員・ 日本税務会計学会経営部門委員 熊王 征秀 氏	

※上記研修(一ツ橋ホールにて開催)について、申込不要の研修会ですが、来場者多数の場合は、入場制限を行う場合がございますので、予めご了承ください。

オンデマンド配信研修…後日「研修サイト」にて配信しますので、事務所等で受講できる研修です。

日本税務会計学会第58回年次大会

日時 令和5年11月22日(水) 午後0時30分～4時

場所 東京税理士会館 2階会議室

テーマ

I. 「知の経営と知心革命～知心：ヒトの三要素が経営を変える！社会を変える！」

(午後1時～)

研究発表者：岩田 浩一 氏(上野)

II. 「改正電子帳簿保存法が事業者の実務に与える影響と今後の展望」(午後2時～)

研究発表者：村上 秀次 氏(小石川)

III. 「税法上の「資産の譲渡」に関する考察」(午後3時～)

研究発表者：秋山 高善 氏(本所)

※出席の際は、「研修カード」をご持参ください。

※詳細は会報11月号をご覧ください。

再案内

令和5年10月吉日

会 員 各 位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青木 久直
総 務 部 長 栗原 真平
税務支援対策部長 藤沢 佳文

令和6年 所得税確定申告無料相談・商工会議所 及び日本橋法人会等税務相談への参加のお願い

支部会員の皆様方におかれましては、常日頃支部行事に多大のご理解とご協力を賜り誠に有り難うございます。

さて、税務支援事業である表題の無料相談を下記日程等により実施いたしますので、会員の皆様のご参加とご協力をお願い申し上げます。

なお、会員は社会貢献策としての税務支援事業への従事が義務化されておりますことをご理解いただき、積極的な参加を重ねてお願い申し上げます。

(参考) 改正後の東京税理士会会則 63条

本会は、連合会の会則の規定に従い、次の各号に掲げる税務支援を実施する。

1. 税務支援（小規模納税者に対する税務支援をいう。）
2. 税務指導（前号以外の者で本会が指導を必要と認めるものに対する税務支援をいう。）
- 2 前項に規定する税務支援は、会員の業務を侵害することのないよう実施しなければならない。
- 3 **会員は、本会が実施する税務支援に従事しなければならない。**

記

1. 確定申告無料相談

- 1) 【場所】人形町区民館 【日程】次頁参照 【時間】9時30分～17時
- 2) 【場所】日本橋支部事務局 【日程】次頁参照 【時間】10時～17時

2. 税理士記念日無料相談

【場所】日本橋支部事務局 【日程】次頁参照 【時間】10時～16時

3. 税を考える週間無料相談

- 1) 【場所】地下鉄 三越前駅 銀座線・半蔵門線連絡通路 【時間】10時～12時半
- 2) 【場所】日本橋プラザ1F 玄関入口 【時間】11時～12時

※日程は次頁参照

4. 商工会議所並びに日本橋法人会税務相談

当支部では毎月、掲記の対象団体との協調の下で各種税務相談を実施しております。それぞれの場所毎に日当は異なりますが、この相談へ会員皆様方多数のご参加ご協力をお願いいたします。

5. 支部無料税務相談

【場所】日本橋支部事務局 【日程】毎月第二水曜日 【時間】13時30分～16時30分

※日当については決定次第ご案内申し上げます。

◆申込方法：① **F a x** 下記参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。

② **Eメール** 下記参加申込書にご入力の上、添付してお送り下さい。

Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

* 上記でお申込みのできない方はお電話でお申込み下さい。

TEL 03 (3662) 3979 支部事務局

次頁へ

◆申込期限： 1 1 月 3 0 日（木）

* ご担当希望が重複したときには、当方で調整の上ご案内いたします。ご了承ください。

令和6年各種無料相談参加申込書

会員氏名

メールアドレス

税理士区分 開業税理士 社員税理士 所属税理士

参加可能な日程の「参加」欄に○印をご記入下さい。

なお、参加日程に制限がある場合は「備考」欄に追記下さい。（例：9～12月のみ可）

No	相談会内容	参加	備考
1. 1)	確定申告無料相談		
	(人形町区民館)		
	9時30分～17時		
2)	確定申告無料相談		
	(支部)		
	10時～17時		
2.	税理士記念日 無料相談		
3.	税を考える週間 無料相談		
4.	令和6年度 各種税務相談		
5.	令和6年度 支部無料税務相談 原則毎月第2水曜 13時半～16時半		

Fax 返送先 支部事務局 03 (3639) 1727

中央都税事務所への質問・要望事項に対する回答

eLTAX関係

要望事項① eLTAX の利用時間を拡大してほしい。

※通年の土日受付対応など、国税の e-Tax と同じ時間帯にしてほしい。

(継続)

【回答】

eLTAX では、受付時間の延長や繁忙期の土日対応など、利用者の方のご要望を踏まえ改善が図られてきたところです。

令和5年度からは、4月中旬から6月末も最繁忙期と位置づけられ、一層の運用拡大が図られました(令和5年度の最繁忙期:4月15日~6月30日、1月6日~8日、1月15日~31日)。

昨年度と同じ回答となり申し訳ございませんが、通年の土日受付対応、24時間運用日の増加等については、システム面での制約もありますが、さらなる利用者の方の利便性の向上を図るよう、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項② eLTAX の対応ブラウザを拡大してほしい。

(継続)

【回答】

現在、eLTAX 対応の Web ブラウザとしましては、Microsoft Edge、Google chrome、Microsoft Internet Explorer11、safari があります。

また、スマートフォンの場合は、chrome、safari が対応しています。

納税者の利便性向上の観点から、対応ブラウザを拡大するよう地方税共同機構に働きかけを行ってまいります。

(法人事業税課)

要望事項③ eLTAX も、e-Tax 同様に添付書類の省略を図ってほしい。

※設立届・異動届への登記事項証明書の添付など。

(継続)

【回答】

法人設立届及び異動届の記載事項のうち、資本金の額や設立年月日等の登記事項については、現在は、登記事項証明書以外に確認手段がないため、法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付をお願いしております。(東京都都税条例施行規則第12条の2)

法務省では、登記情報システムを改修して登記情報連携システムを整備し、2020年(令和2年)10月以降、国の行政機関に登記情報をオンラインで提供することが可能となったところですが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、2023年(令和5年)2月から一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用が開始され、今後は先行運用を概念実証として活用するとともに、地方公共団体における登記情報連携の全国的な利用拡大に向け、拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を2023年度(令和5年度)中に実施し、その結果に基づき、必要な措置について検討することとしています。

国の動向を注視しながら、東京都としても登記事項証明書の添付省略について検討してまいりますが、当面の間は、本都に提出する法人設立届及び異動届への登記事項証明書の添付について、貴会のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

(法人事業税課)

要望事項④ eLTAX で異動届を提出すると「審査」となり、受付結果通知に時間が掛かるので迅速に対応してほしい。

※東京都は遅くとも翌日には通知が来るが、地方では一週間掛かるところもある。

(継続)

【回答】

利用届出、異動届出の審査手続きにつきましては毎日行っておりますが、送信のタイミングによってはお待たせしてしまうこともあり、申し訳ございません。なお、地方公共団体の審査が完了していなくても、利用届出を提出いただければ、すぐに申告データの送信等を行うことはできますが、東京都としましては、今後とも速やかに審査を行うよう努めてまいります。

(法人事業税課)

要望事項⑤ PCdesk 版と Web 版の機能を統一してほしい。

(継続)

【回答】

申告に関する手続きにつきましては、ダウンロード、インストールしてご利用していただくことが多いことから、Web 版では機能を制限しております。

機能の統一化につきましては、引き続き、地方税共同機構にお伝えしてまいります。

(法人事業税課)

要望事項⑥ ダイレクト納付の開設手続きを簡素化してほしい。(国税と同様レベル)
(従来の要望に対する検討は。)

(継続)

【回答】

eLTAX の利便性向上については、現在地方税共同機構へ順次要望を行っているところでございます。今後もさらなる利便性の向上を図るべく、地方税共同機構へのはたらきかけを行ってまいります。

(徴収課)

固定資産税関係

要望事項① 固定資産税の課税明細書について、共有物件の場合は共有者全員に送付してほしい。

(継続)

【回答】

共有の固定資産については、筆頭者に対して納税通知書及び課税明細書を送付しています。

また、一定の要件を満たし、かつ、共有者全員の合意に基づく申出があった場合は、それぞれに納税通知書及び課税明細書を送付したうえで、持分に応じた納付の取扱いを行っています。

なお、名寄帳により税額を把握することも可能です。4月から6月の縦覧期間中に窓口で申請すると、共有者の方も無料で名寄帳を取得できます。

(固定資産税課)

要望事項② 償却資産税の申告期限を法人住民税及び事業税の申告期限と統一してほしい。
※せめて1月末の申告期限を延長してほしい。

(継続)

【回答】

固定資産税(償却資産)と法人住民税等とで異なっている申告期限を一致させることは、申告事務に係る負担軽減や申告漏れを防ぐ観点から有効と認識しています。

一方で、すでにご承知のこととは存じますが、固定資産税(償却資産)の申告制度は、全国一律の制度となっていることから、これを見直すにあたっては地方税法の改正が必要です。

なお、国も関与する(一財)資産評価システム研究センターの調査研究委員会では、平成29年度及び30年度において、申告制度の検討を行いました。申告期限の見直しには、納税義務者・課税庁双方に解決すべき課題があることから、直ちに見直しを行うことは難しいとされたところです。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

(固定資産税課)

要望事項③ 30万円未満の少額減価償却資産は償却資産税の対象外としてほしい。
※国税と統一してほしい。

(継続)

【回答】

法人税及び所得税においては、中小事業者等を対象に30万円未満の減価償却資産について、全額を損金又は必要な経費に算入する特例制度が租税特別措置法に規定されています。

一方、固定資産税（償却資産）の内容は、地方税法に規定されており、法人税等と同様の取扱いとするためには法改正が必要です。

なお、法人税等が各事業年度の所得に対して課税するものであるのに対し、固定資産税は、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して、固定資産の価値に対して毎年度課税するものであり、両税の性格が異なることから、少額資産に関する取扱いの差異が生じているものです。

(固定資産税課)

要望事項④ 固定資産（土地、家屋）の評価証明の取得について
電子申請による取得申請を行って、郵送ではなくPDFでダウンロードすることはできないか？
申請時に法人の電子証明書ではなく、代表者個人のマイナンバーカード、スマートフォンによる2段階認証などで申請することはできないか？
→法人の電子証明書はコストがかかり、利用可能期間も短いので、普及が進んでいないため。

(新規)

【回答】

申請者が評価証明をPDFでダウンロードすることは、セキュリティの確保等、技術的な障壁が存在するため即座の実現は難しいですが、このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

主税局ではスマートフォンで申請することができる「スマート申請」を行っております。スマート申請では、法人の代表者個人が自身のマイナンバーカードと商業・法人登記情報の「照会番号」を用いて申請することが可能となっております。

(固定資産税課)

要望事項⑤ 固定資産（土地、家屋）の課税台帳の取得について
電子申請による取得はできないか？
現在申請先が、資産が所在する区の都税事務所のみであるが、他の区（市区町村）の固定資産も申請できるようにならないか？

(新規)

【回答】

現在、固定資産課税台帳の電子申請による取得はできませんが、このような要望があったことは所管部署へ伝えます。

課税台帳は、都税事務所ごとに備え付けられている閲覧帳簿の写しを交付しているため、資産の所在する区の都税事務所でのみ対応しており、他の区の都税事務所では対応できません。なお、都税証明郵送受付センターにおいては、23区内の固定資産について課税台帳を発行しております。

(固定資産税課)

要望事項⑥ 固定資産の価格の縦覧制度について

縦覧の納税義務者確認を電子で行い、価格を Web で見ることはできないか？

(新規)

【回答】

縦覧は、地方税法第 22 条に規定する「秘密」に該当する土地・家屋の価格等の守秘義務について、期間、場所、方法等を指定し限定的に解除するものです。また、総務省で策定されている「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、税務情報等を扱う回線と通常のインターネット回線とを分離する旨が定められております。したがって、税務情報である縦覧帳簿を Web 上で閲覧する形は、閲覧者の制限やセキュリティの確保などの観点から、現行の制度では実現は困難であると考えます。

(固定資産税課)

その他の要望

要望事項① 東京都における固定資産税及び都市計画税に係る軽減措置について今後も継続してほしい。

(ア) 小規模住宅用地に対する都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置

(イ) 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を 2 割減額する減免措置

(ウ) 商業地等の固定資産税及び都市計画税について負担水準の上限を 65% に引き下げる軽減措置

(継続)

【回答】

- (ア) 小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置は、都民の定住確保、地価高騰に伴う負担緩和の見地から昭和 63 年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。
- (イ) 小規模非住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置は、過重となっている 23 区の非住宅用地の税負担を緩和するとともに、厳しい経済状況下における中小企業への支援を行うため平成 14 年度に創設し、都独自の措置として実施してきたものです。
- (ウ) 商業地等における固定資産税及び都市計画税の負担水準の上限引下げ措置は、全国に比べ過重となっている 23 区商業地等の負担の緩和を図るため平成 17 年度に導入し、負担水準が 65%を超える場合に、条例により 65%の水準まで税額を減額する措置として実施してきたものです。

今回、これらの軽減制度について継続の要望があったことを、所管部署へ伝えます。
(固定資産税課)

要望事項② 法人住民税申告書（第六号様式）の税目が分かりにくい。線で区切るなどして税目ごとに分かりやすくしてほしい。

(継続)

【回答】

申告書第六号様式につきましては、以前からご要望いただいているところでございます。引き続き、本庁部門にご要望があったことについて、申し伝えてまいります。

(法人事業税課)

要望事項③ 都税の電子納税（ダイレクト納付手配、Pay-easy による納付）のやり方を、もう少し分かりやすい方法にしてほしい。

(継続)

【回答】

eLTAX の利便性向上については、現在地方税共同機構へ順次要望を行っているとございます。今後もさらなる利便性の向上を図るべく、地方税共同機構へのはたらきかけを行ってまいります。

(徴収課)

要望事項④ eLTAX 地方税ポータルシステムについて、案内（パンフレット、HP）を充実させてほしい。

ダイレクト納付も含め、非常に便利なシステムなので普及させたい。アナウンス用のパンフレットがあれば研修でも配布したい。

（継続）

【回答】

今回ご要望のありました内容につきましては、地方税共同機構へ要望してまいります。eLTAXのHPには利用方法の紹介動画も掲載されておりますので、必要に応じてご活用いただけますと幸いです。

(<https://www.eltax.lta.go.jp/support/movie/>)

（徴収課）

要望事項⑤ 協議会での要望事項の実施可否、理由を書面（データ）でほしい。 （新規）

【回答】

引き続き、連絡協議会を通じて書面でご回答させていただくとともに、事務局へデータを提供させていただきます。

（総務課）

中央都税事務所からの要望

固定資産税関係

要望事項① 納税義務者が、都内に住所等を有しない場合、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定める必要があります（地方税法第355条第1項、都税条例第125条第1項）。

しかし、近年、外国に住所を有する、または外国へ転居する固定資産税、不動産取得税の納税義務者が増加している状況において、納税管理人の申告がなされない事案が増えています。こうした場合、納税通知書を不動産登記簿上の外国住所に送付する必要がある、または送付先が不明となる等、適正、公平な賦課徴収に支障をきたしています。

こうしたことから、税務に携わる皆さまに都税の納税管理人制度をご理解いただくとともに、外国に住所を有する顧客へご案内いただければ幸いです。

(固定資産税課)

会 員 各 位

再案内

令和5年10月吉日

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青木 久直
厚生部長 今井 信吾
ゴルフ部部長 森 一郎

「第348回TNG会のお知らせ」

会員の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

12月のTNG会は戸塚カントリー倶楽部の西コースで開催いたします。西コースは、井上誠一氏設計のチャンピオンコースで、6月にJLPGAツアーの資生堂レディスオープンゴルフを開催しています。東南の雄大な緩傾斜面につくられ、自生の松や桜など2万本の樹木に囲まれ、気品のあるアンジュレーションに仕上げられています。先着32名です。奮ってご参加ください（初参加の方の優勝はありません）。

記

1. 日 時 令和5年12月14日（木）午前9時01分 アウト・イン 4組ずつ合計8組
2. 場 所 戸塚カントリー倶楽部
〒241-0834 神奈川県横浜市旭区大池町26 Tel 045-351-1241
3. 交 通 所要時間（目安） 相鉄線二俣川駅 →クラブハウス（10分）
JR 横須賀線東戸塚駅 →クラブハウス（15分）
4. 会 費 3,000円（現地精算致します。）

返信は、このまま FAX していただくかメールもしくは電話でも受け付けますので支部事務局あてにお願いします。

ご氏名 _____

出 席 ・ 欠 席
自 動 車 ・ 電 車

FAX 3639-1727 ・ TEL 3662-3979

[メール t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp](mailto:t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp)

東京税理士会 日本橋支部

テニス部 練習会のお知らせ

2023年 11月 15日

会員各位

令和5年11月の練習会を以下の日程で行います。
テニス部では、常時新入部員の加入を受け付けてお
ります。

<特典>

初心者でも大丈夫！！ 専属コーチが親切に指導
参加費、1回1000円お得です！

インドアコートで快適に練習できます。

入部希望の方、ご連絡をお待ちしております。

<11月の練習予定日>

日 時：11月22日（水）19:00～

場 所：高輪テニスセンター

品川プリンスホテル裏

インドアコート Tel 3441-0020

東京税理士会 日本橋支部

支 部 長 青木 久直

厚 生 部 長 今井 信吾

テニス部長 塩谷 満

連絡先：090-6024-8798

メール：shioman@d1.dion.ne.jp

東京税理士会 日本橋支部

テニス部 練習会のお知らせ

2023年 11月 15日

会員各位

令和5年12月の練習会を以下の日程で行います。
テニス部では、常時新入部員の加入を受け付けてお
ります。

<特典>

初心者でも大丈夫！！ 専属コーチが親切に指導
参加費、1回1000円お得です！

インドアコートで快適に練習できます。

入部希望の方、ご連絡をお待ちしております。

<12月の練習予定日>

日 時：12月15日（金）19:00～

場 所：有明テニスの森公園・インドアコート

https://www.tptc.co.jp/park/02_03

TEL 03-3529-3301

東京税理士会 日本橋支部

支 部 長 青木 久直

厚 生 部 長 今井 信吾

テニス部長 塩谷 満

連絡先：090-6024-8798

メール：shioman@d1.dion.ne.jp

日本橋アウトドア部よりお知らせ

日本橋アウトドア部の2023年12月以降の活動予定表です。参加ご希望の方は支部事務局またはアウトドア部三ヶ尻（みかじり）までご連絡ください。

✉ mikajiri@omise.in

【毎月月例練習会】

毎月第3木曜日(祝日の場合はその前日)2023年、11月16日、12月21日（練習後忘年会予定）。
神田の稲荷湯前に19時に集合して、皇居ランニング（1周または2周）またはウォーキング。

【2023年11月～2024年1月活動予定】

下記予定しておりますが、新型コロナウイルスや天候などにより中止や延期になる場合があります。また下記以外に追加イベントも開催予定です。
支部ホームページや下記facebookに随時掲載していきます。

また、近日中にyoutubeにアウトドア部紹介動画及び過去のイベントなどをアップ予定です。
アップ状況やURLは、下記facebookに掲載します。

<https://www.facebook.com/groups/1192679224200208>

イベント参加費は無料、飲食代は各自負担となります。

- ① 2023年12月11日（月）午後6時半 都営浅草線蔵前駅A2出口集合（大江戸線出口ではありません）

『ボルダリング』

以前好評だったボルダリング開催します。
両国にあるボルダリングジムに行きます。

締め切り 11月30日（木）定員15名



- ② 2023年12月16日（土）午前9時半両国駅集合予定

『忠臣蔵討ち入り再現ランニング&ウォーク』

忠臣蔵の討ち入りのルートをランニングとウォーキングで回ります。
忠臣蔵好きでない方も忠臣蔵にどっぷりはまっている方もお気軽にご参加ください。
なお、毎年開催していた新春七福神巡りは今回は開催しません。

締め切り 12月14日（木）

- ③ 2024年1月13日（土）

『ニューイヤーマラソン in 昭和記念公園2024』

お正月のニューイヤー駅伝の余韻に浸ったのち、一般市民もランニング大会にしませんか？
立川市の昭和記念公園を走る大会に参加します。

種目 ハーフ、10km、5kmの3種目で、各自好きな種目にエントリーしてください。
Runnetまたはスポーツエントリーで各自でエントリーしていただき、同額を部費で負担しますので、領収証を当日持参してください。

大会締め切り 12月17日（日）定員15名

<https://shining-foundation.wixsite.com/new-year-marathon>



日本橋支部 女性会員のみなさまへ
女子部イベントのお知らせ

『骨盤を中心に全身を整えるレッスン』
～今すぐできることをお伝えします～



こんにちは、kyoです。

女性の骨盤は役割が多様です。
どんな時も骨盤が反応しています。

女性は、『子宮でモノを考える』なんて言われ方をされた時代もありました。
子宮も卵巣も骨盤に納められていますから、骨盤ケアは必須なのです。

できることの一つ。仙腸関節の弾力を取り戻しましょう。
仙腸関節を上下に30回ほどさするだけ。すぐに温かさを感じます。
因みに更年期の方も硬くなる一方なので生涯大切。
さあ、自力で行えることを今月も一緒に学びましょう！



日時：12月8日(金)
時間：18時30分より
場所：Kyo先生のスタジオ
参加費：1,000円

参加希望者は
11/30(木)までに支部事務局
へご連絡ください。

今後のレッスンは
2024年1月19日(金)
を予定しております

みなさまのご参加をお待ちしております

再案内

令和5年11月15日

女性会員各位

東京税理士会日本橋支部
支 部 長 青 木 久 直
副 支 部 長 梅 田 文 江
女 性 部 世 話 役 一 同

日本橋税務署長講演会のお知らせ

会員の皆様、いつも日本橋支部女性部（さつき会）にご参加頂き有難うございます。
7月に着任された梶原 忍（かじはら しのぶ）日本橋税務署長の講演内容が決定致しましたのでご連絡致します。
なお、事前予約定員制でお願いしております。何卒ご理解の上お申し込み下さいますよう宜しくお願い致します。

開催内容：前半「令和2年熊本豪雨被災地における税務行政」についてのご講演
後半「税務経験から考えること」について
参加者の方とフリートーキング

講 師：梶原 忍 日本橋税務署長

開催日時：12月 7日（木）13時30分～15時30分

会 場：日本橋支部事務局

申込方法：① F a x 下記の参加申込書にご記入の上、このままお送り下さい。
Fax 送付先 03 (3639) 1727 支部事務局
② E メール 件名「12/7 研修会参加」、本文に登録番号、連絡先をご記入の上、お送り下さい。
Eメールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp
* お電話でも受付けております。
Tel 03 (3662) 3979 支部事務局

定 員： 30名（先着順）

締 切： 11月30日（木）

36時間認定研修となっております。

東京税理士会日本橋支部 行

研修参加申込書

会員氏名	登録番号
連絡先 電話番号 ()	Fax 番号 ()

Fax 送付先（日本橋支部）

03-3639-1727

税理士専用の
口座振替サービス



インボイス制度
電子帳簿保存法
保存期間対応!

税理士協同組合の

報酬自動支払制度

新規お申込キャンペーン実施中!

当制度を新規お申込の先生へもれなく

3,000円分 クオカード
プレゼント!



期間 ▶ 2023年11月1日(水) ~ 2024年1月31日(水)



詳しい制度内容は「報酬自動支払制度」ホームページから!

“報酬自動支払制度”で
検索

報酬自動支払制度 検索 🔍

QRコードから
アクセス

または



資料請求



オンライン相談



税理士とその関与先のために



税理士協同組合事務代行社

株式会社 **日税ビジネスサービス** TEL 0120-155-551

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 29階

報酬自動支払制度が選ばれる理由

理由 1

実績に基づく信頼のネットワーク

▶ 税理士協同組合のシステムだから安全・安心

税理士協同組合事業として約半世紀の実績があります。

▶ 全国の金融機関に対応しています 金融機関一覧はこちら▶



理由 2

使い勝手のいい基本設計

▶ 請求金額は「消費税」「源泉税」を別枠表示

消費税・源泉税は自動計算しますので請求金額の設定は簡単に行えます。



報酬自動支払制度の紹介動画はこちら



▶ 請求書発行業務の負担を軽減 **インボイス制度対応**

ご希望に応じて関与先様ごとに自動で請求金額をハガキがメールでお知らせすることができます。

また、お知らせは【毎回送付】【送付しない】以外に【特定の条件】で送付することも選択可能です。

通知方法

「振替のお知らせ」ハガキ(オプション)

請求書 (PDF で出力可能)



▶ データ保存期間は **11年2カ月** **電帳法保存期間対応**

振替結果や過去分の請求書などのデータは電子帳簿保存法で定められた最長期間、システムに保存できます。

▶ 定期・定額の請求以外にも対応

毎月請求がある関与先様以外もご利用可能ですので、年に1回の確定申告、相続税の申告報酬にも口座振替をご利用いただけます。





▶ 振替不能分は自動で再振替可能

「再振替する」と設定した関与先様については、振替ができなかった場合、自動的に翌月分と合算して請求します。

を関与先様の口座から引き落とし、税理士先生の口座へまとめてお振込みいたします。

理由
3

用途に応じて選べる2つのタイプ

	<h3>振替管理型</h3> <p>少ない件数からの 利用をお考えの先生</p>	
	基本料が無料なので気軽に ご利用を開始できます。	
基本料 (振込手数料含む) 無料	口座振替請求手数料 335円/件	基本料 (振込手数料含む) 1,800円/月 <small>5日と28日両方の振替日をご利用 の場合、2,100円/月となります。</small>
		口座振替請求手数料 240円/件

口座振替「利用」の関与先様のみ	登録	口座振替「未利用」の 関与先様も登録可能
直接入力	請求細目の設定	事前に登録した細目を選択
不能分をまとめて振替	振替不能の 再振替	請求細目ごとに設定可能
×	未収金一覧	○
×	領収書の発行	○
×	報酬台帳	○
「振替日」	集計基準	「請求月」「振替月」「入金月」
PDF	集計表の出力	CSV/PDF

※表示金額は消費税を含みません。
※「振替のお知らせ」ハガキは、オプションです。(65円/件)

報酬自動支払制度 Q&A

Q1 申込方法を教えてほしい

A ホームページから「[税理士先生の新規お申込](#)」にお進みください。

Q2 振替管理型と売上管理型、どちらを利用するか迷っている

A ホームページから[無料オンライン相談](#)を受け付けております。
ご状況やご質問に合わせて最適なご提案をしますのでぜひご利用ください。

Q3 実際の操作画面を見たい!

A ホームページでは報酬自動支払制度の[体験版](#)がご利用できます。ぜひお試しください!

関与先様の集金業務は **My 集金 NET** にお任せください。

My 集金 NET は取引先様の口座から請求金額を引き落とし、お客様の口座へまとめて入金する **自動集金システム** です。

メリット1

請求がない月は、手数料不要！
初期費用はかからないので
1件から気軽に利用できます

メリット2

不定期に発生する
集金にも対応！
毎月の集金はもちろん、隔月、年1回の
集金にも利用できます。

メリット3

口座振替で**入金率 UP!**
口座振替により自動集金されるので、
支払漏れや支払遅延が回避できます。

導入例



家賃・駐車場利用料



スクール月謝



保育・介護利用料



会費

利用料金

- ・基本料 (振替実施月のみ) **1,800円/月**
- ・口座振替請求手数料 **240円/件**

(消費税別)

振替日・振込日

- ・振替日 **28日** (休日の場合は翌営業日)
- ・振込日 **振替日の5営業日後**

《紹介謝礼》

関与先様の利用開始確認後、
税理士先生に **30,000円**
お支払いいたします。

「報酬自動支払制度」「My 集金 NET」の資料請求票

ご希望の資料に <input checked="" type="checkbox"/> を入れてください。 <input type="checkbox"/> 「報酬自動支払制度」 <input type="checkbox"/> 「My 集金 NET」		ZOOM を使用したオンライン説明を実施しております。 ご希望の方にはメールで日程調整のご連絡を致します。 <input type="checkbox"/> ZOOM での説明希望	
お名前		税理士登録番号	
事務所名		電話番号	
ご住所	〒 _____		
メールアドレス <small>ZOOMでの説明をご希望の場合、ご記入ください。</small>	_____ @ _____		



「報酬自動支払制度」は、ホームページからも資料請求・申込みが可能です。

上欄で記入の上、FAX 願います。
FAX 03-3340-6493

報酬自動支払制度 **検索**



【個人情報のお取り扱いについて】

ご記入いただいた個人情報は、資料の送付および到達確認並びに、日税グループの「商品」や「サービス情報」のご案内以外には一切使用しません。
 なお、当社「個人情報のお取り扱いについて」は、ホームページにてご覧いただけます。<https://www.nichizei.com/nbs/privacy/>
 個人情報のお問い合わせは、右記までご連絡ください。(株)日税ビジネスサービス 業務本部長 03-3345-0888 制作 © (株)日税ビジネスサービス '23.09